



(様式 2)

関海産 第 155 号
平成 29 年 1 月 31 日

株式会社 横浜工作所
代表取締役 網淵 純 殿

関東運輸局長



造船法第 2 条第 1 項の施設の許可について

平成 29 年 1 月 24 日付けで申請のあった標記については、下記のとおり許可 (承認) されたから、命により通知する。

記

許可 (承認) 年月日	平成 29 年 1 月 31 日
許可 (承認) 記号番号	関海産施許 第 28-1 号
造船所	株式会社 横浜工作所
許可 (承認) 内容	施設の新設 (工場に係る修繕し得る最大の船舶の長さ及び幅がそれぞれ 48.79 メートル及び 19.00 メートルである 1 号船台を含む施設の新設。)

ただし、本許可に係る適用は艦艇に限る。